資料７－１

総務省

無線設備の認証の在り方検討作業班の再開について

令和８年１１月６日
事務局

これまでの検討の経緯

１．無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証審査等に係る検討

- デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（令和5年11月～令和6年８月）において、無線局の免許手続の簡素化・柔軟化の対応策の１つとして、認証等手続の簡素化・適正化について提言がなされたことを受け、令和７年７月に、情報通信審議会電波有効利用委員会の下に「無線設備の認証の在り方検討作業班」を設置
- 本作業班では、当面の課題として、ソフトウェアアップデートによる変更の工事における技適マークの表示方法、携帯電話基地局装置におけるオープン化、仮想化等の技術進展を踏まえた認証手続きの在り方　等について検討を行い、令和８年３月31日に委員会報告書としてとりまとめがなされ、同年５月８日の情報通信審議会総会において一部答申を受けた。
- 委員会報告書においては、上記の検討結果のほか、現行の認証制度における課題として、無線設備の多様化や無線設備を組込んだ製品の増加に伴う、技適マークがない機器の増加や製造者において表示が困難となるケースの増加に対する対応、電子商取引における無線設備の取扱いの増加に伴う、基準不適合機器や技適マークが確認できない機器の増加に対する対応について提言がなされた。

２．委員会報告書において示された現行の認証制度における課題

- 委員会報告書では、以下のとおり、現状の課題討が示されている。

（１）　無線設備や組込製品の多様化に伴う対応困難なケースの発生

①　現行の表示方法では適切に対応できないケース

- 技適マークの表示には、マークに加え認証番号の表示も必要なため、表示に要する面積が大きい。一方で、無線製品には他の法律に基づくマークや外国法に基づくマーク等を表示する必要があり、**技適マークを表示するためのスペースの確保が困難なケースが発生**している。
- ディスプレイを内蔵せずディスプレイへの有線接続機能も持たない無線製品において、製品本体への表示が困難又は不合理な場合は現行制度において**「取扱説明書及び包装又は容器」への技適マークの表示方法は認められているものの、製品の実態として包装も容器も存在しないため、この表示方法を選択することができないケースが発生**している。

②　無線設備を組み込む製品において技適マークを確認できないケース

- 現行制度において、技適マークはマークに加え認証番号が必須となっており、最終製品に内蔵する無線設備を別の型番のものに変更する場合には、最終製品に表示する技適マークを変更する必要が発生する。特に、多数の部品から構成される製品においては、一つの部品である無線設備の変更によって最終製品へのマーキングや生産管理全体に影響を与えることとなり、技適マーク表示の変更に伴うコストが大きくなる。無線設備を組み込む製品において技適マークが確認できないケースが発生している要因の一つとして、**こうした負担を回避するため、最終製品メーカーが技適マークを表示しないことを選択している**ケースがある。

これまでの検討の経緯（続き）

２．委員会報告書において示された現行の認証制度における課題（続き）

（２） 電子商取引（EC）販売の増加

- 技適マークの表示の方法は、基本的に無線設備の目視によって確認できるよう制度設計されているが、店頭販売とは違い、EC販売においては購入者は無線設備の現物を目視によって確認することができない。そのため、**無線設備のEC販売の増加に伴って、消費者が技適マークの表示を確認できないまま購入の判断をしなければならないケースが増加している。**
- 特に、**EC販売では、海外業者や個人事業主等を通じて、外国製品と消費者の接点が拡大**している。海外の製造業者が必ずしも日本国内での販売を想定していない製品が流通し、加えて、**消費者は製品が無線設備に該当することを意識せずに購入**している場合も少なくない。
- 「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」においては、ECモール運営事業者に対し、出品者による技術基準適合性の情報を無線機器の掲載ページに表示することを要求するとともに、適切に表示されていない場合は掲載を中止することとしているが、**ECサイトにおいて技適マークの情報を確認できる事例は少ない。**
- ECサイトの商品詳細ページにおいて技適マークの情報の掲載が少ない要因として、**無線機器を取り扱う代理店等が商品の認証情報を購入者に提供する必要性を十分に認識していない**との指摘がある。

■ このような現状を踏まえ、委員会報告において、今後の取組の方向性として以下の内容が示された。

（１） 技適マークの表示の方法の改善に向けた取組

現行の技適マークを製品本体へ直接表示することが困難な場合の表示方法の検討

なお、本作業班において、無線設備の利用者の観点から製品に技適マークが容易に確認できない実態とその弊害が指摘された。他方、メーカーの観点からは現行制度の技適マークの表示方法では生産コストがかかるケースがあるため、日本の製造業者の競争力の維持のため、技適マークを直接表示しなくても良い要件の拡充等の要望があった。そのため、**技適マークの表示方法については、利用者と製品メーカーの意見が両立する新たな規律が求められている。**

技適マークの表示方法についての新たな規律については、電子商取引（EC）販売の増加や取扱説明書や製品仕様などの情報がインターネット上で掲載されることが一般化されつつある**現状を適切に踏まえた上で、無線設備の利用者、製品メーカー、販売者、ECモール運営事業者といった関係者の意見を十分に聴取した上で検討するべき。**

（２） 技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止に向けた取組（電波監視作業班と連携）

① 商品説明サイトや販売サイトにおける無線設備の**技術基準適合性に関する情報（認証番号等）の提示の推進**

② 例外的ではあるもののもっぱら外国において使用されるもの等、認証を取得しておらず技適マークが確認できない製品を販売する場合における、**電波法上の利用者のリスクや注意事項などについて購入者への確実な情報伝達の推進**

③ 技適マークを始めとする技術基準適合性の情報の確認に向けた**購入者に対する周知・啓発の強化**

④ **試買テスト等の対象無線設備の効果的な選定**や、技術基準不適合機器リストの情報共有先に消費者団体等を加えるなど**市場監視の改善・強化**

【参考】規制改革実施計画（令和８年７月21日閣議決定）

経団連・2025年度規制改革要望

電気通信事業法および電波法の技術基準適合認定・証明（「技適」）を取得した機器には、技適マークの表示が義務付けられている。また、総務大臣の型式指定を受けた高周波利用設備についても、型式指定のマークを表示することとなっている。過去、表示方法と表示の大きさ等について緩和が図られたものの、機器本体への直接表示が免除されるのは、体内埋込型やディスプレイ表示が可能な機器など一部のケースに限定されている。しかし、近年、自動車のコネクテッド化をはじめIoTが急速に進展し、デバイスの小型化・多様化が進む中で、製品の仕様上、物理的にマークの印字面積を確保できず、ディスプレイに表示することも困難であるため、レーザーマーキング時の印字欠陥や廃棄コストが増加する可能性がある。諸外国と比較しても、日本のマークは所要サイズが大きく、表記情報も多い。さらに技適の対象製品と高周波利用設備の対象製品を併載する製品では、それぞれ異なる法定マークの個別表示が求められるが、欧米では単一マークで共用できる。結果として、日本市場向け仕様のみが大型ラベルを必要とし、開発・生産コストの上昇や革新的なデバイスの市場投入の障壁となっている。

そこで、技適マークおよび型式指定マークを機器本体へ直接表示しなくてもよい要件の大幅拡充や、取扱説明書あるいは二次元コード（QR等）による表示の認可拡大、複数マークを単一マークで共用できる仕組みなど表示方法の緩和等を進めるべきである。

これにより、印字面積の不足によるレーザーマーキングの失敗や廃棄ロスを削減できる。また、仕向国ごとに異なる設計が不要となり、品番分け等を回避できる。そして、デバイス製造事業者のコスト削減と納期短縮により、日本企業の国際競争力強化が期待できる。さらに、革新的なデバイスが日本で発売されないままスルーされていく、いわゆる「ジャパンパッシング」の回避が期待できる。

規制改革実施計画（概要）

総務省は、無線設備の小型化・多様化が進む中、技適マーク等の印字面積を確保できず、印字欠陥が増加するとの事業者の懸念を踏まえ、消費者の視認性の確保を前提としつつ、コスト削減等により我が国の競争力を強化する観点から、以下の事項について検討を行い、結論を得次第、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。【令和８年度結論、結論を得次第速やかに措置 】

① 技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合、以下の表示方法を認めること。
（ⅰ）書面に限らず、ウェブサイトやアプリケーション上での掲載も含めた取扱説明書のみへの表示
（ⅱ）技適マークにおけるロゴのみを特定無線設備に表示し、工事設計認証番号等は取扱説明書に表示
（ⅲ）二次元コードでの表示

② 技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合における「困難又は不合理」の解釈について、例えば、当該特定無線設備が非常に小型である場合、凹凸がある場合、意匠上の理由により表示が難しい場合等を含める形で総務省ウェブサイトのＱ＆Ａを改訂するとともに、登録証明機関等に周知をすること。
なお、これらを検討する際には、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合に限定せず、技適マークを一般的に①（ⅰ）～（ⅲ）の方法により表示可能とすることも含めて検討すること。

無線設備の認証の在り方検討作業班の再開

１．作業班の再開について

■ 電波有効利用委員会報告書において示された現行の認証制度における課題について、規制改革要望も踏まえて対応策について検討する。

２．検討事項

■ 無線設備や無線設備を組み込んだ製品における技適マークの表示が困難・不合理な場合における表示方法の検討。さらに一般的な表示方法への適用可能性。

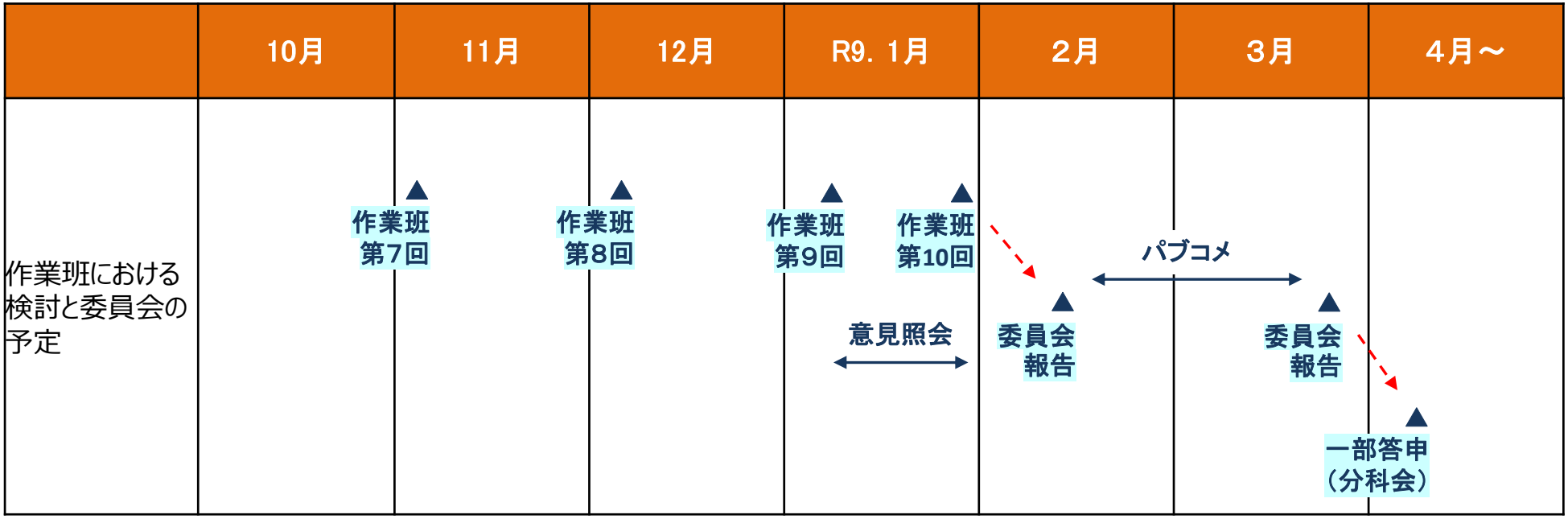
■ 電子商取引（EC）において取り扱われる無線設備の技適マークの表示方法・確認方法及び技術基準不適合機器の流通抑止の取組の強化に係る方策の検討。

３．構成員（案）

役職	氏名	所属
主任	梅比良　正弘	茨城大学　名誉教授
主任代理	猿渡 俊介	大阪大学大学院情報科学研究科　教授
構成員	上原　仁	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター　専務理事
構成員	柴　悦子	公益社団法人　全国消費生活相談員協会　IT研究会
構成員	金子　一郎	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会 ICT基盤部長 兼 環境部長
構成員	永井　徳人	光和総合法律事務所　弁護士

※検討テーマにより、関連団体等にも参画いただくことを計画。

今後の「無線設備の認証の在り方検討作業班」スケジュール（案）



作業班各回の議論内容（予定）

第７回	● 無線設備の認証の在り方検討作業班の再開について ● 技適マークの表示に係る制度の概要と現状の課題
第８回	● 技適マークの表示の方法の改善について ● 技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止について
第９回	● 報告書骨子案
第10回	● 報告書案